

平成30年第4回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月5日（水曜日）午前10時16分開会

定例議会の告示

八千代町告示第114号

平成30年第4回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月29日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成30年12月5日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（6番）	上野 政男君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	2番	国府田利明君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
7番	中山 勝三君	8番	生井 和巳君
9番	大久保 武君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長 大久保 司君 教 育 長 赤松 治君

会計管理者	中久喜 勉君	秘書公室長兼 秘書課長	青木 喜栄君
総務部長	野村 勇君	企画財政部長	中村 弘君
保健福祉部長	塚原 勝美君	産業建設部長	生井 俊一君
総務課長	生井 好雄君	税務課長	鈴木 衛君
まちづくり 推進課長	馬場 俊明君	財務課長	大里 斉君
福祉課長	川村 俊之君	長寿支援課長	宮田 圭子君
産業振興課長	飯岡 勝利君	都市建設課長	木村 和則君
農業委員会 事務局長	宮本 正美君	教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君
総務課補佐	中川 貴志君	財務課主査	安江 薫君

議会事務局の出席者

議会事務局長	秋葉 松男	主査兼係長	鈴木 佳奈
主 幹	田神 宏道		

議長（上野政男君） 公私ご多用のところ、ご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成30年12月5日（水）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 八千代町土地開発基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 八千代町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 5 号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 6 号 平成30年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 号 平成30年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1
号）
議案第 8 号 平成30年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 休会の件
-

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第 1 項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

諸般の報告

議長（上野政男君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第 1 項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告をいたします。

次に、議会議員研修視察の報告をいたします。

初めに、私のほうから、議会全体研修の報告をいたします。

去る10月 2 日から 4 日までの 3 日間、議会議員研修視察のため新潟県佐渡市、新潟市及び新発田市方面を研修してまいりました。

初日の研修では、佐渡市の移住・定住支援事業について研修を行いました。研修地の佐渡市は、新潟県西部に位置する佐渡島全域を市域とする人口約5万6,000人の市です。面積は854.76平方キロで、これは島嶼部を除いた東京都の23区と多摩地域の面積1,791.47平方キロの約48%に当たり、また大阪府の面積1,897.86平方キロの約45%に相当します。

佐渡市では、多くの若者が高校を卒業とともに島を離れるため、自然減と合わせて年間1,000人規模で人口の減少が進んでいます。その結果、地域の過疎化を招き、空き家の増加や地域活力の低下が深刻な問題となっています。そこで、佐渡市ではUターン、Iターンを促進するために、地域の活性化を4つの事業を展開することで人口増加を目指しているとの説明がありました。

1つ目は、PR・情報提供として首都圏で佐渡市主催の移住相談会を開催し、そこで実際の移住者をゲストに招き「実体験」を移住者に紹介してもらったり、ホームページの特設サイトで佐渡島への移住・定住支援情報を発信しております。

2つ目は、誘導策として佐渡で暮らそうとする者へ定住体験住宅を貸し出しをしています。住宅は4棟あり、最大5世帯が利用できて、月額光熱費込みで5,000円から1万円という安さで貸し出して、その間に住居や仕事を探してもらうシステムとなっています。貸し出し期間は1月から6か月と短く、これは移住・定住の意思がない者に安い賃貸料を当てに物件を借りられることを防ぐためとの説明でした。

3つ目は、受け入れ支援として、市のホームページに島内の空き家物件情報を掲載し紹介しています。また、空き家を購入し、改修する際は費用の半額、上限50万円を補助しています。30年度からは、新たに取得仲介手数料として半額、上限10万円の補助を始めたとのことです。ほかに若者定住家賃等補助として、アパート等の家賃の月額2万円を上限として1年間補助する支援も行っています。

4つ目は、移住相談体制を強化するため総合案内役として、佐渡UIターンサポートセンターを29年度に開設しています。事務所は、市役所から徒歩10分の古民家を利用したものです。営業時間は10時から19時までで、水曜、木曜を休日とし、利用者の利便性を考えて土日は営業をしているとのことでした。ここで働く移住コーディネーターの方は兵庫県からの移住者で、佐渡市の地域おこし協力隊員を3年間務め、佐渡が大好きになり移住したそうです。

佐渡市は、これらの移住・定住支援対策を進めてきた結果、平成24年ごろからUター

ン者、Iターン者が漸増し始め、PRと情報提供の効果もあって、特にIターン者が増加しています。しかし、その数はUターン、Iターン合わせても100人余りの人数であり、年間1,000人の人口減を補うにはまだまだ厳しい状況が続いているため、既存の制度以外に新たな制度を立ち上げ、支援制度を強化しなければならないとの説明がありました。

当町においては、移住・定住支援制度として、転入者住まい応援助成金制度や新婚家庭家賃助成金制度、Iターン者への軽自動車購入助成金制度などを実施し支援を行っていますが、移住者・定住者をふやすには働く場の確保が非常に重要であります。

八千代町が行ったアンケートでも、「働く場所があれば移住のきっかけになる」という回答が多く見られたようです。このことから、町が現在進めている工業団地への企業誘致を好機と捉え、今後の町への移住者増と定住者の増加につなげていかなければならないと考えております。

次に、2日目の視察は、新潟の江南区にある北方文化博物館を視察いたしました。ここは、江戸中期にこの地で農より身をおこし、代を重ねて越後随一の大地主となった伊藤家邸宅跡であります。戦後の農地改革で、広大な土地は伊藤家の所有から離れましたが、建物、庭、美術品を後世に残すため、伊藤家はみずからの財産を寄附し、財団法人北方文化博物館を創設しました。

7代当主の伊藤文吉は、第2次世界大戦が終わり、それまで当然だと思われていた地主としての将来像を描くことができなくなり、「博物館をつくって財産の全てをこれに寄附する」という決断をいたしました。伊藤家の遺構を博物館として保存し将来に残すという構想は、進駐軍のラルフ・ライト中尉との運命的とも言える出会いによるものです。

終戦直後、進駐軍のライト中尉が伊藤家を調査に訪れた際、偶然にも伊藤家7代当主が母校ペンシルバニア大学の先輩とわかり交流を深める中、ライト中尉は伊藤邸を価値ある文化遺産と位置づけ、それ以降、草創期の北方文化博物館に絶大な支援を与えることとなりました。ここは、戦後のアメリカと日本の友情によるきずなが再び芽吹いた場所と言えます。

8代目当主が伝えたライト氏の言葉に、こんな言葉があるそうです。「お金で買える宝物は人の手から手へと移り、守られていくであろうが、日本人の生活文化は箱に入れて守ることはできない。ここは、伊藤家のために保存するのではなく、日本人のために残してください」と言ったそうです。ライト氏は、当時のGHQがこの伊藤家を学校などに改築することを模索しているのを知り、伊藤邸の文化財としての重要性と価値を強く

訴えて、GHQに翻意を促したとされています。ラルフ・ライトと7代目当主の出会い、そしてライト氏の熱意がなければ伊藤邸の保存は難しかったに違いありません。

行政に携わる我々議会人も、行政において新制度を導入するときや住民意見が大きく割れる事案が発生したときに、いかにその重要性、必要性を説いて正しい方向に導けるか、この伊藤邸保存の歴史から学ぶことができるのではないのでしょうか。

以上が研修の概要であります。議員各位には、今回の研修の成果を今後のまちづくりを考える上で十分生かされますようご期待を申し上げます。

次に、先般議会運営委員会において研修視察が実施されましたので、議会運営委員長から研修の概要について報告を求めます。

生井議会運営委員長。

(議会運営委員長 生井和巳君登壇)

議会運営委員長(生井和巳君) 議長のご指名がありましたので、議会運営委員会の研修視察についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月27日から28日に議会だより編集委員会と合同で研修視察してまいりました。群馬県中之条町議会において、山本議長を初め大橋議会運営委員長、議会事務局の方々から議会運営について説明を受け、その後意見交換を行うなどの研修をしてまいりました。

中之条町は、人口が1万6,000人で、現在の議員定数が18人であり、総務企画と文教民生、産業建設の3つの常任委員会を設置し、さらに地域交通網対策、議会広報、都市等交流対策や議会基本条例検証の4つの特別委員会を設置しております。

中之条町議会は、群馬県では初となる通年議会制を導入した議会であります。その経緯については、平成23年6月の議会運営委員会において、通年議会制の検討を議会改革の重要項目として提案されたことを機に議論を重ね、平成25年6月定例会から平成26年3月定例会までの試行期間の後、一旦は休止したものの、平成29年7月に議会運営委員会で通年制の導入が決定され、本年3月の本会議における通年議会関連の条例及び規則の制定を経て、4月から導入が決定されました。その成果として、専決処分が少なくなったことや、常時委員会活動が可能のため、時期を逸することのない的確な対応が挙げられておりました。

また、議会基本条例も本年4月から施行しており、議会及び議員の活動原則や議会と住民との関係を定めることにより、議会のあるべき姿を明確に定めております。特筆す

べきところとして、反問権の付与が挙げられます。執行部に反問権を付与することにより、論点や争点が明確になり、議員側も軽々に発言ができなくなり、緊張感が生まれたと述べられておりました。また、条例の目的が達せられているかを検証し、環境に合わせた条例の整備を行うために、議会基本条例検証特別委員会を設置しているとのことでありました。

今回の研修を生かし、今後町民の信頼に応え得る議会のあり方や、よりよい議会運営を進める上で、大いに参考にしてみたいと考えております。

以上、議会運営委員会研修視察の概要を申し上げ、報告といたします。

議長（上野政男君） 続きまして、先般議会だより編集委員会において研修視察が実施されましたので、議会だより編集委員長から研修の概要について報告を求めます。

大里議会だより編集委員長。

（議会だより編集委員長 大里岳史君登壇）

議会だより編集委員長（大里岳史君） 議長のご指名がありましたので、議会だより編集委員会の研修視察についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月27日から28日に議会運営委員会と合同で研修視察をしてまいりました。研修先であります中之条町議会において、山本議長を初め剣持広報特別委員長、議会事務局の方々から議会だよりの編集について説明を受け、その後意見交換を行うなど研修をしてまいりました。

中之条町議会は、議員6名による議会広報特別委員会を設置し、町の広報紙とは別に議会だよりを発行、配布しております。町民の方が身近に議会を感じられるよう、議会用語をなるべく使わずに構成されており、誰にでもわかりやすく親しみのある紙面づくりを心がけておられるそうです。

また、議会だよりを広報活動の中心に据えながらも、多様な広報手段による活動を模索しており、本年8月から議会フェイスブックの開設や議会議員の視察研修報告書をウェブ公開とするなど、さまざまな方法で住民に議会情報を発信していました。

今後は、当町の議会だよりについても、紙面づくりをより工夫していくとともに、さまざまな方法で議会の広報活動を模索し、充実させていきたいと考えております。

以上、議会だより編集委員会研修視察の概要を申し上げ、報告といたします。

行政諸般の報告

議長（上野政男君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成30年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらず、ご出席をいただき厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

初めに、平成31年4月八千代町職員採用についてご報告申し上げます。本年度の採用試験申込者数は、大学卒で42名、短大・高卒で8名、障害者で2名、社会人経験者で9名ありました。第一次試験を大学卒は9月1日に、短大・高卒は9月16日に実施し、第二次試験は11月3日に実施いたしました。その結果、7名に対しまして合格通知を発送いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、第69回茨城県消防ポンプ操法競技大会県西地区大会の結果についてご報告申し上げます。第69回茨城県消防ポンプ操法競技大会県西地区大会が、10月7日に常総市「常総市地域交流センター駐車場」において開催されました。本町を代表し第5分団が出場いたしました。競技では第3位に入賞し、訓練の成果を発揮した堂々の競技内容でした。議員各位には、多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。今後とも消防団活動に対しまして、深いご理解と一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、八千代町消防出初式についてご報告申し上げます。恒例の行事となっております消防出初式を、平成31年1月12日の第2土曜日に実施いたします。当日は、午前9時から役場庁庭及び中央公民館等において、点検、分列行進、放水試験、式典を挙行いたしますので、議員各位のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、コンビニエンスストア等における証明書の自動交付についてご報告申し上げます。コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し等の各種証明書が、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で取得できるサービスであります。当町におきましても、12月3日より、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、町県民税課税・非課税証明書が、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマート、イオンリテール等で取得できることとなりました。なお、手数料は1件200円、利用時間は6時30分から23時までですが、12月29日から1月3日ま

では休止となります。議員各位には、マイナンバーカードを活用するサービスをご理解の上、住民に対しての普及活動にご協力をお願い申し上げます。

次に、八千代工業団地の進捗状況についてご報告申し上げます。八千代工業団地につきましては、町と茨城県開発公社が共同で整備・開発を進めているところでございますが、現在、東地区の工場用地約3.3ヘクタールについて、立地企業2社に対しまして、土地の引き渡しが完了いたしました。立地企業でありますモスニック株式会社につきましては、工場建設に向けて、建築確認や各種手続を行い、来年の1月には第1期の建設工事に着工する予定でございます。また、国産機械株式会社につきましても、現在、新工場建設計画を詰めている段階で、来年には新工場の建設を予定していると伺っております。工業団地西地区の約4.5ヘクタールにつきましては、茨城県や県開発公社と連携を強化し、引き続き企業誘致に取り組んでまいりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、若地区畑地帯総合整備事業促進協議会の設立についてご報告申し上げます。若地区における畑総事業につきましては、現在、茨城県が事業主体となり事業の実施に向けて準備を進めているところであります。この事業は、地域営農活動の活性化を目標とした基盤整備事業であり、農地の区画整理事業、農道整備事業、農業用排水路整備事業の3事業に分かれ実施され、受益面積は約52ヘクタールを目指した計画となっております。また、10月13日には本事業の早期着工に向け、地域の意向を最大限、事業へ反映させるため、地元受益者による事業の推進母体である若地区畑地帯総合整備事業促進協議会が発足したところでありますので、ご報告申し上げます。今後とも議員各位のご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、県道つくば古河線バイパスの整備事業についてご報告申し上げます。県が事業主体となり、筑西幹線道路整備事業の関連整備としまして、当面のルートとして整備する区間ということで、現在供用開始となっております古河名崎工業団地内4車線道路から八千代高校南側交差点への広域農道に連結する道路を、県道つくば古河線のバイパス道路として、延長約1.2キロメートルを将来整備計画4車線となりますが、当面は暫定2車線にて整備される計画でございます。今年度10月には水口高齢者センターにおきまして、土地地権者や地元関係者にお集まりいただき、道路線形についての地元説明会が開催されたところでございます。これらの道路が整備されますと、工業団地へのアクセスが大きく改善され産業振興に寄与するとともに、地域住民の交流促進や生活の利便性の

向上が期待できる重要な路線でありますので、早期の工事着手に向けて県に要望してまいりたいと考えております。

次に、保留地の販売についてご報告申し上げます。保留地販売については、広報紙、町ホームページ、チラシ、のぼり旗等により実施いたしております。前回の報告から現在までは、1区画を販売いたしました。販売面積は256.26平方メートル、金額が627万8,370円であります。今後も、保留地の販売を積極的に実施して区画整理事業を進めてまいりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

次に、ブロック塀の改修についてご報告申し上げます。大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊する事故が発生したことを受け、各小中学校のブロック塀について緊急点検を実施いたしました。その結果、西豊田小学校、下結城小学校、川西小学校の3校において、それぞれ延長43.5メートル、127.1メートル、49.9メートルのブロック塀が現行の建築基準法施行令の基準を満たしていない不適合であると確認されました。このブロック塀の対処については撤去し、再設置を行うこととし、現在ブロック塀改修工事を進めておりまして、今年度中に完了する予定です。なお、工事概要関係については、別紙「ブロック塀改修工事概要」のとおりであります。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙「契約関係報告書」のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げまして報告を終わりにします。

議長（上野政男君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上野政男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、12番、宮本直志議員、13番、大久保敏夫議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（上野政男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

生井議会運営委員長。

(議会運営委員長 生井和巳君登壇)

議会運営委員長（生井和巳君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る11月22日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、平成30年第4回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。執行部から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から12日までの8日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。
議長（上野政男君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成30年第4回八千代町議会定例会の会期を本日より12日までの8日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より12日までの8日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12日までの8日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第3、議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、本年8月10日の人事院勧告に基づき、一般職の給与条例の改正を行うものであります。

本年の人事院勧告は、民間との給与格差に基づく増額の給与改定がされることとなりました。初めに、一般職の給与に関する条例の改正内容について申し上げます。まず、改正条例の第1条の部分でございますが、宿日直手当につきましては、国の改正に準じて、現行の4,200円から4,400円とし、200円の引き上げをするものであります。

次に、期末勤勉手当につきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分引き上げを行い、引き上げ分につきましては、国に準じて勤勉手当に配分するものであり、平成30年12月1日から適用するものであります。

次に、行政職給料表につきましては、400円の引き上げを基本に、平均0.2%の改定を行い、改定額は、初任給におきまして1,500円、若年層におきましては1,000円程度引き上げることとしています。医療職給料表につきましても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うものであり、平成30年4月1日から適用するものであります。

続きまして、改正条例の第2条の部分でございますが、期末勤勉手当について、平成31年度から6月と12月の支給月に均等に配分するため、支給率を改正するものであります。

続きまして、特別職の給与等に関する条例の改正内容について申し上げます。改正条例の第1条におきましては、一般職の期末勤勉手当の改定に準じまして、12月支給分の期末手当割合を1.775月から1.825月とし、0.05月分の引き上げを行い、年間の支給月数を3.4月から3.45月とするものであります。

次に、第2条におきましては、期末手当の支給月数を、平成31年度から6月と12月の支給月に均等に配分するため、支給割合を1.725月にそれぞれ改めるものであります。

なお、施行日に関しましては、公布日からの施行であります。第1条の改正条例は平成30年12月1日から適用し、第2条の改正条例は平成31年4月1日からの施行となっております。

以上、一括上程されました給与条例等の一部改正につきまして提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明いたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 八千代町土地開発基金条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第4、議案第3号 八千代町土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第3号 八千代町土地開発基金条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

八千代町土地開発基金は、土地の先行取得により事業の円滑な執行を図るため、昭和46年に設置され、これまでに多くの公共用地の取得に活用されてきました。

しかしながら、基金設置当時と現在とを比較しますと、社会経済情勢の変化から基金の設置目的と現在の行政課題との間に大きな隔たりが出ており、また処分に関する規定がないため、現在の保有額を維持しなければならない状態になっております。

今回の改正は、土地の先行取得という本来の設置目的を遵守しながらも、基金の有効

活用を図っていくため、例えば一般会計で土地を取得するとき、あるいは経済事情の著しい変化による財源不足や災害復旧のための経費に充てるなど、財政上特に必要であると認めるときに基金の取り崩しができるように、処分に関する条項を新たに追加するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町土地開発基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町土地開発基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 八千代町公の施設の指定管理者の指定について

議長（上野政男君） 日程第5、議案第4号 八千代町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町公の施設の指定管理者の指定についての提案理由をご説明申し上げます。

八千代町では、「一般財団法人八千代町ふるさと公社」が指定管理者となり、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間を指定期間といたしまして、八千代町農村環境改善センター、八千代グリーンビレッジ、クラインガルテン八千代の3施設を管理運営しているところであります。

平成31年3月31日をもちまして、これら3施設の指定期間が満了となるため、指定管理者の指定につきまして、八千代町公の施設の指定管理者選定委員会において、指定管理者に管理を行わせようとする、公の施設の指定管理者となる団体及び指定期間について検討をしてきたところであります。

この八千代町公の施設の指定管理者選定委員会の審議結果及び八千代町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第2項に基づき、さらに現在の指定管理者である一般財団法人八千代町ふるさと公社が、当町の100%の出資団体であること、また八千代グリーンビレッジ等の開設当初から管理運営実績があること、そして当町の唯一の観光資源として、町と公社が連携しながら管理運営を行ってきたものであることなどを総合的に勘案し、八千代町農村環境改善センター、八千代グリーンビレッジ、クラインガルテン八千代の3施設について、「一般財団法人八千代町ふるさと公社」を指定管理者の候補者として選定したものであります。

また、指定期間については、開設以来約20年を経過する施設もあり、設備の大規模な改修の必要に迫られる可能性があることや、経営改善に向けた取り組みにより、より効果的で効率的な施設運営ができるように組織的体質の向上を目指していく必要があることから、引き続き3年とするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 今、提案理由を説明をいただいて、なおかつ先ほど議会においても全協において、この案件についてはある程度論議はされてきたわけでありましてけれども、前もってひとつ執行部のほうにお聞きしたいことを二、三点申し上げたいと思います。

ふるさと公社が運営する、いわば憩遊館、グリーンビレッジ等々を含めた施設の運営

にかかわる問題がここに出るわけですが、類似の施設で、隣接の下妻においても同じような形でやってきております。そういう中で、下妻市においての一つの流れを見てみますと、下妻においては下妻市の流れからいきますと、うちのほうは公社になっていますけれども、下妻は第三セクターのふれあい下妻、社長が菊池博、市長が運営していると、こういう流れでピアスパークは運営されているようでございます。これにおいては、先般指定管理者を八千代のように公募してやったと。そして、指定したいろんな書類をやることによって、応募者、あるいはまたいろんなピアスパークの運営の第三者セクターふれあい下妻の運営状況の書類が欲しいと、いろんな流れが来たところ、6者から問い合わせがあったと。加えて6者から問い合わせがあつて、最終的には1者しか残らなかったと。というのは、今までやっていた、埼玉県のさいたま市にありますクリーン工房が、今回も平成31年4月1日から35年の4月1日まで5年間管理運営するのだと、こういうふうになっているようでございます。

しかし、現実問題として、私も前々から疑問に思つて、それによって相当な効果があるのだらうと思つて、私は放置していた一人でありますけれども、八千代町のふるさと公社において、八千代町長は大久保司であると。ふるさと公社のいわば理事長は大久保司であると。そして、指定管理者の、受けるふるさと公社のいわば責任者も、代表者でありますから、当然大久保司であると。3つの業形態が3つの責任を持つ中で、同じ人間が、たまたま今回は大久保司であるだけの話であつて、今後も同じいわば責任者が、同じ組織体のいろんなことが起きてても同人であるということの私は不合理を禁じ得ない。あるいはまた、これから居並んでいる部長、課長等の中においても、そういうものの行政の組織体というものの本来のあり方が、それが正しいのかどうかを問う必要性が、ここまで持ち込むまでに私はあつたのだと、こういうふうに私は思っています。

聞きますと、今年の8月28日に、このふるさと公社に指定管理者としての決定をしたと。当時の委員長は副町長だといいますから、谷中聰前副町長であるという話になつていたわけでありまして、今回の中でこれからこの議会で議決をする。そうすると、当然それから一つの流れができて、3月の議会で予算書として上がってくるのだらうと思つています。

そうしますと、今回の中でどういうふうな政治の動きがあるかわかりませんが、1月15日告示の1月20日の町長選があると。2月8日で大久保司町長においては、私は勇退をしますと、こういうふうな言を述べておりますから、当然2月9日からは新たな

首長が誕生すると。その翌月、3月にこの議会が新町長のもとに行われる。これ決めたものは、4月1日から3年間、この八千代町のふるさと公社がやるのだということですから、当然新たな町長が仮に誰になるかわかりませんが、できた場合には、八千代町長はその人、八千代町ふるさと公社の理事長もその人、指定管理者もその人と、こういう考え方は続いていくわけでありましてけれども、今回この議決がこのような形で進んでいった場合に、今回議決をした場合に、仮に、この後議決に入ると思うのですけれども、議決した場合にこのことは、来年の4月1日の新たな年度から始まる指定管理者を決めたということですから、これを議会に今同意を求めているわけですから、同意を求めて議決、同意を賛成しないとできないわけでありましてけれども、この4月1日からそういうことが、もし新たな首長が、いや、これはだめだと、こういうことは俺は嫌だと、違う方向でやるというふうなことがもしあった場合には、執行者として今責任というか、部の責任者にちょっと聞きたいのですけれども、その場合は変更も可能なのか。

いや、ここで議決をしたことは粛々と3月の予算に、多分裏々で聞きますと、三、四千万円にわたる金を、そこの指定管理者に金を持ち出すというふうに話を聞いておりますから、そういうことの流れでそのままいくのだと。もうここで議決をして決めたものは、どんな考えを持った町長が誕生しても、このことは平成31年の4月1日から向こう3年間は、八千代町ふるさと公社のあれが八千代町長、ふるさと公社、指定管理者の同一人の責任者のもとに物事は動いていくのだと。こういう解釈でいいのかどうか、部長さんにお聞きしたい。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） ただいまの大久保敏夫議員のご質疑にお答えをいたします。

今回の議会におきまして、指定管理者の候補者のということで議決ということで議案をいただきまして、その関係で議決がされた場合について、新理事長なり、中での話かと思いますが、今回議決をいただきますれば、4月1日から3年間というふうな運びとなります。また、ふるさと公社におきましては、評議員、理事の方というふうな方がおりますので、その評議員の方、理事の方につきましても議決を経た後にはご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、理事長につきましては、理事の中から1名が選任されるというふうな内容でございます。その選定につきましては、評議員会、理事会の議決、承認をいただくというふうな運びとなります。仮に新理事長が4月1日以前に就任をされたというふうな場合につきましては、評議員会、また理事会を開催いたしまして、その中で協議されるというふうなものと理解をしております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） ちょっと全部が掌握し切れないで答えをしている部分があるので、改めてお聞きしたいのですけれども、議員の中には何人か、新たな首長が誕生すれば、そのときまた決めればいいのか、そんなの今回ののはどうだっていいのだと、こういう解釈を持っている者もいるのです。ですから、私が聞いているのは理事長どうこうではなくて、この議決を、我々がきょう議決をしたことが後に、可否はわからないですよ。否決されるか可決されるか、それはわからない。その人の立場というものを、後に権利というか、その人の考え方というのをとっておくときに、このふるさと公社の今言った指定管理者というものを認めた場合には、新たな首長が2月9日から誕生したときに、俺は認めないと、そう言ったときには、そういうものはほごにできるのかと聞いている。

基本的には、私の認識からいけば、2月8日までは大久保司町長であり、大久保司ふるさと公社理事長であり、このまま可決されれば指定管理者大久保司、その理事長が大久保司という名前で行くのでありましょうけれども、2月9日から新たにかわった場合には、それがとりあえず、多分任期は町長による充て職でこうやって来ていますから、そこで今の町長には交代してもらおうということになるのでありましょうけれども、だから新たな町長が誰になるか、これは八千代町民の有権者、誰も出る権利あるわけですから、その人がもし仮に当選した場合に、その人がなったときに、きょうの議決というものは動かないのであって、新たな理事長が、俺はやらないよと言ったときは、それを変更することが可能なかどうかということを知っている。大変な議決ですよ、これきょうのやつは。それを聞いている。それができるのか。

いや、ここで議決した以上は、肅々と4月1日までそこでやってもらいますよと。向こう3年間はということ、8月28日に谷中選考委員長のもとに決めたものを町が認めて、きょうここへ上げてきたわけですから、4月1日からふるさと公社でいきますよと。

ということは、新たに町長になった者が八千代町長であり、ふるさと公社の理事長であり、指定管理者でもあるということができ上がるわけでありますから、ではその首長は4月1日から、きょう決めたやつをそのまま、物事は粛々と動かなくてはならないのですということの議決なのか。

いや、あくまでも議決は議決であるけれども、もし2月9日から誕生した人が、いや、これはまずいからだめだということで変更すれば変更できることのものなのかということを知っている。それ1点だけなのです。感情も何も要らないです。そういうことなので、そこをちょっと教えてください。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） 大久保敏夫議員の再ご質疑にお答えをいたします。

今回、議会の中で議決をいただいたというふうな中で、指定管理者につきましては31年の4月1日から3年間ということで提案をさせていただきます。また、理事長が変更になった場合につきましては、その……

（「なった場合って、なるんでしょう」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（生井俊一君） 理事の中から選出されるということになりますので。

そのような場合につきましては、その議決の案件後、理事長がほごにできるのかというご質問でございますが、議会で議決をいただいたという大きなものになりますので、31年の4月1日から、議決をいただいた場合には、一般財団八千代町ふるさと公社が指定管理者として選定をされて、3年間の指定管理をしていただくというふうなことになると思います。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 確認事項だけ。今部長から説明あったことと申しますと、理事会で決めることだと。基本的には、私の解釈が間違えなければ、私が当時平成9年、10年のときにつくったやつですから20年前の話になるのですけれども、このふるさと公社そのものの理事長は町長をもって充てるという解釈になっているわけでありますから、今理事会をもってしてという、あるいはまた理事長をもってしてというものは、この流れからいきますと、新町長になり得た場合は、新たな新町長になり得る者が新理事長になるという解釈でいいのか。

その確認と、またその人が違う考えをもし持ったときに、いや、勝手に前は決めたか

もしれないけれども、俺は違うと。指定管理者には出さないで、ふるさと公社が自分でやって自分でやるのはだめだから、違う方向でやるという、いわば議会では決めたけれども、理事会をもってして違う方向性が出たときは、それはそれとしてやることのできるのかということだけちょっと確認させてください。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） ただいまの大久保敏夫の再々ご質問にお答えをいたします。

まず、理事長でございますが、理事長につきましては理事の中から選任がされるという中で、一般財団法人八千代町ふるさと公社の定款でございます。理事の選任につきましては、評議員会にて選任、決議をするというふうな状況の中で、評議員会で理事に選任をされますれば、次の段階で理事会で理事長の選定等が行われるというふうな内容のものでございます。

以上でございます。

（「町長が理事長になるのかどうかということを知っているのだから、それを答えろ。ふるさと公社の理事長は町長なのかということを知っている。私は、そういうふうに当初から認識している」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 理事長の選任は評議員会で選任事項でありますので、理事会で、今回ずっと私がやってきてございますが、評議員会で理事長、副理事長が選任されるものでありまして、大久保議員がつくったふるさと公社でありますので、つくった定款にのっとって、部長が説明したとおりでありますので、ご理解いただきたいと思っております。下妻等は8,000万円の赤字ということでございますが、いろいろ下妻等においては大水で_____になったということで、市長が管理者となっているわけでございますが、管理者は多分市長ではないかと思うのですが、ただ管理業務を委託しただけで、私はそう認識しているところでございます。

以上です。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

7番、中山勝三議員。

7番（中山勝三君） 先ほど来の答弁を聞いておりますと、あくまでも理事長は理事の中から選ばれるという規定であるということで理解をいたしました。そこには町長をもって充てるとか、そういうのではないということを理解をいたしました。

それから、理事と理事長のそれぞれの任期、それから現在の役にある方たちの任期の末は幾日になるのか、これをお願いしたいと思います。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） ただいまの中山議員のご質疑にお答えをいたします。

役員の任期につきましてでございますが、理事の任期につきましては、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとすると。ただし、再任は妨げないというふうなものでございます。また、監事の任期につきましては、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとすると。ただし、再任は妨げないというふうな内容のものでございますが、今現在の評議員の方々、また理事の方々の任期の末につきましては、資料を持参しておりませんので、内容を確認いたしましてご報告をさせていただければと思います。

以上でございます。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 暫時休憩いたします。

（午前11時27分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前11時46分）

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） 中山議員さんのご質疑にお答えをいたします。

理事の方々、評議員の方々の任期というふうな内容でございます。理事の方々の任期につきましては2年でございます。平成29年5月24日から平成31年5月23日まででございます。評議員の方々の任期につきましては、任期が4年でございます。平成29年5月24日か

ら平成33年5月23日までが任期でございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 7番、中山勝三議員。

7番（中山勝三君） 今、評議員と、それから理事の任期ということでお答えをいただきました。その中で、理事長は理事の中から選任されるということですので、理事長も31年の5月23日ということで理解をしてよろしいのでしょうか。

（「はい、そうでございます」と呼ぶ者あり）

7番（中山勝三君） わかりました。

議長（上野政男君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 質疑等が行われている中で、まず1点として、先ほどありましたけれども、このふるさと公社に対して理事長というのは、まず町長でなければならぬのかということが1点お伺いをしたいところです。

また、2点目として、先ほど大久保敏夫議員等もありましたけれども、町長選挙が終わってから、また新しい、1月に選挙があるわけですから、それからでも議論してやることでは間に合わないのかという、この2点をまずお伺いしたいと思います。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） ただいまの国府田議員のご質疑にお答えをいたします。

理事長の選任関係になろうと思いますが、理事長につきましては町長の充て職なのかというふうなご質問かと思えます。まず、理事長につきましては、理事の中から1名理事長が選任をされるというふうな定めがございます。まず、理事の選任につきましては、評議員会の決議事項となります。評議員会で理事の方が選任をされれば、次に理事会の中で理事長の選定というふうな運びとなるものでございます。よって、理事の中から理事長が選定されるというふうな内容のものでございます。

また、今回の議会への提案、上程でございますが、選定委員会のほうで8月の末に候補者として決定の運びとなりましたので、そのような形の中で9月の定例会には間に合わない状況でございましたので、今回の12月の定例会のほうに上程をさせていただいたという経過でございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 私が聞いているのは、評議員がまたそういった形の中で決めていく、そして理事長を決めていくのだという理屈は、十二分にほかの議員さんの質疑でもわかっているのです。私が聞いているのはそういうことではなくて、町長でなければならないのかということと、その評議員会で決まったことが町長でなければならないのかということとを単純に聞いていないことと、それと2点目の一連の流れは、9月定例会で間に合わず、今定例会に議決を求めるといったこと、それも全協でもお伺いしました。そういった中で、1月の町長選挙ですか、が終わってからそのことを決めていくということでは間に合うことができないのかというふうなことを単純に聞いているので、そこを答弁してもらいたいです。お願いします。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） 国府田議員の再ご質疑につきましてお答えをいたします。

理事長は町長の充て職なのかというふうな内容かと思いますが、理事長につきましては理事の方から選定となりますので、町長以外の方でも理事長になれるというふうな定めでございます。

2つ目のご質問でございますが、新首長が当選した後に議会への上程というふうな形ではどうなのかというふうな内容というふうに理解をしておりますが、12月定例会、3月定例会というふうな形の中で、3月の定例会では、4月1日からの準備して、管理者として選定をされた中での準備が早速であるというふうな形の中で、議会につきまして臨時議会というふうなことよりも、定例会というふうな中で12月の定例会に上程をするということが望ましいだろうというふうな中で、今回の上程となったものでございます。

以上でございます。

（「間に合うかどうか」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（生井俊一君） 議会の議決をいただきますれば、速やかに指定管理者の候補者のほうには通知をいたしますので、その期間につきましては間に合うものと理解をしております。

議長（上野政男君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 再々質疑というふうな形で、議長、大変済みません、どうも。

答弁ももらっているのですけれども、要は町長でなくてもよいというふうな解釈でよろしいかと、要は町長でなくてもよろしいというふうな解釈をいただきました。そうい

った中で、今定例会でなければ間に合わないのかどうかということではなくて、選挙戦が終わってからで、それで間に合うかどうかということを知っているのです、私は。臨時会開くなりなんなり含めて、そのなった人がそういった施行が、町政運営の形の仕組みが変わるかもしれないという中で。

一番最後なので、あれなのですけれども、そこをちょっと部長に聞きたいという部分と、町長でなくても構わないというふうな中で、評議員会で選ばれた場合、町長は2月8日をもって、要は町長という職は退任をされるわけです。そういった中で、評議員会から上がってきて、町長がもし選任をされた場合、町長はそれを引き受けるのかどうかということを町長にお伺いしたいというふうに思います。部長のほうから聞くのと、町長から聞くのと、お願いします。

（「議長、質疑を終結して議事進行をお願いします」「まだ質疑あるんだぞ」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） 国府田議員のご質疑にお答えをいたします。

新首長が選任された後の議会の上程でも期間的に間に合うのかというご質問ですが、期間的には間に合うものというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 国府田議員が、私は2月前にちゃんと辞表を出して届けておくから、私に聞いても無駄。私は、自分の頭の高さは自分で追いますから、国府田君も人のことではなく自分のことなのだから、例えば国府田議員が町長になった場合には、仮にだぞ。

（「もう大丈夫です、わかったから。次に質疑する方がいらっしゃるので」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 自分の頭の高さは自分で追うから。

議長（上野政男君） 11番、小島由久議員。

11番（小島由久君） いろいろ答弁を聞いておりますと、あくまで理事会で選出するというような内容の説明であります、私聞きたいのは、町長が2月8日で任期満了とな

ります。ということは引退するという事なので、引退した後も今回の理事会で承認された場合には、来年の4月1日から理事として務めるのか。また、新しい町長ができた場合には、新しい町長が、町長の今のかわりとして理事に選任されるのか。それを聞きたいのです、はっきりと。

（「理事の資格ないんだから。理事になれないんだから、だめなん。理事になる資格がないんだから、だめなん」「何考えてるんだかわかんない」「町長に聞いてるんじゃないよ」「理事になれないんだよ」「町長がやめた場合には、そのまま、また4月1日から理事になれるのかと聞いてるんだよ」「資格がない」「資格ないんだから」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 自席の発言は控えてください。

（「町長、向こうで答えてくれる」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 町長、ありますか、何か。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 2月8日で私は失格になりますので、早目に辞表は出して、財団法人なので登記するので、早目に出して、それで町長はみんな充て職になっているのだから、そういうところをご理解いただきたいと思います。

議長（上野政男君） 11番、小島由久議員。

11番（小島由久君） 町長が充て職だということでございますが、任期は2月8日なのです。俺聞いているのは、今回承認した場合に、来年の4月1日から、やめた後も理事として認められるのかどうか。新しい町長ができれば、その段階で大久保司町長は失職するのか、それだけ聞きたいのです、はっきり言って。

（「わかっていれば、ちゃんと答えてよ。やめた後は責任ないから、理事にはなれませんかと言えればいい」「さっき言ったんべよ」「ちゃんとと言えればいい」「もう一回上がって言ってくださいよ。わかんないから聞いている」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 小島議員、先ほどの答弁で、辞表を出すということで答弁はされております。2月8日前に。それでご理解いただけますか。

（「辞表を出すということは、やめるということ。そういうふうに確認できればいいです」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） ほかにございますか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） これは、議案に出されている文面を見てみると、地方自治法の244条の2第3項の規定ということで出されているわけなので、財団法人の八千代ふるさと公社というのを指定管理者にしたいということだけなので、そんなに問題になることはないと思うのです。

ただ、議会の議決を求めるということは、公の施設ですから簡単に、あるいは地方公共団体が公金を支出するという関係から議会の議決を求めようになっているので、もちろんこれを廃止するということになる、議会でも特別多数否決が必要になってくるような状況なので、別に問題になるようなことではないと思う。

これが管理者としてこの団体を認めるかどうかというだけなので、今までも管理者として認めているわけですから、あとの運営等については、今言ったように委員会で経営等をして、もしまずい点があれば、議会としても公金が出ていますので、委託者に対して経理の状況だとか、あるいはいろんな問題を報告を求めることもできるわけなので、これは後でもできることなので、ここで一応採決だけして決めてもらってやるべきだと、こういうふうに考えていますので、よろしくひとつ。

議長（上野政男君） それでは、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「反対討論で」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 反対討論ですか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 議長の許可を得ましたので、ただいまの指定管理者制度についての議会に上程されました案件につきまして、反対の立場で意見を申し上げたいと思っています。

私自身は、このふるさと公社の運営等、あるいはまたこれに対する町、あるいはまた施設のかかわりについて、八千代町町長あるいはまたふるさと公社の理事長、そしてそこから委託をする指定管理者が、同一人が責任を持つ責任者としてやっていることに対する部分について、私は今回の中で反対を、前から思っていたことでありますけれども、今回の形の中で一連の流れを見ますと、このことについて第1点反対をしないと、こう

いうふうに思っております。

もう一つは、基本的には8月28日に検討委員会等において、いわば指定管理者における申し出について、ふるさと公社について審議の結果、ふるさと公社を指定管理者として定めると、こういう中で、平成31年の4月1日から向こう3年間認めるのだという流れを今回の議会で上程してきたわけでありますけれども、事務局説明によりますと、8月28日から9月議会だと間に合わないの、それはスルーして、今回12月の定例会に上げてきたということになったわけでありますけれども、私からすれば、先ほど部長からも説明ありましたように、もし仮に、たまたまそれがタイミングがよ過ぎるほど合っている流れが、八千代町の中に今政治的な政変劇が起きるわけでありますけれども、先ほどもありましたように、町長が2月8日をもってして、長きにわたる八千代町町長職を勇退すると。

こういうことを耳にされた中で、新たな多分町長ができ得るべく、これから八千代町における一つの流れができるのでありましようけれども、しかし1月20日に町長になるべき人間が決定した後、2月9日から新たな任期が始まるわけでありますけれども、先ほど申し上げたように、質問者から出ましたように、その後において、このことについて新たなことを決定しても間に合うのかといいますと、間に合いますというお話もあったようでありますから、それを考えますと、逆に先ほど言った八千代町長、ふるさと公社の理事長、それから指定管理者が同一人であることは、私は好ましくないという立場と、またきょうこの日において、この指定管理者についての議会としての議決をすること、私は拙速であると。いわばちょっと早いと。もう少し2月8日を過ぎた後でもいいのではないかという考え方の中で、私は本案については反対をしたいと思います。こういうふうに思いますので、皆さん方のご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（上野政男君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、湯本直議員。

（14番 湯本 直君登壇）

14番（湯本 直君） ご指名ですので、賛成の討論をしたいと思います。

八千代町公の施設の指定管理者の指定については、いろいろご意見があったようですが、この地方自治法の244条2第3項あるいはずっと見てみると、地方公共団体の長または委員会は、委託した問題に対して公の管理適正を期すと。そういうためには、管理の

委託者に対して、当該委託してある事業に対し経理の状況等、あるいは報告を求める、あるいは指示をすることもできると、こういうふうに2項のところに書いてあります。これは、いずれのときでも委員会もありますし、これからひとつ協議していく問題でもあろうかと思えます。

あとの任期の問題、あるいは人事の問題等は、委員会がありますので、委員会できたものを提出したり、あるいは町としての助言もできると思う。そういうことで、私はこの議案については賛成討論をするものでございます。

以上です。

議長（上野政男君） 2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） 反対と賛成等々あったわけですけども、この議案に対しまして、私は反対の立場から討論をしたいというふうに思います。

やはりもっと議論をして、先ほど部長からも説明ありましたが、この問題はやっぱり非常に重要な問題であります。選挙が終わってからでも、きちんとそういった対応が十分に間に合う。それを、何も今きょうここで決める必要性というのは、私はないのではないかなと思います。

もちろんふるさと公社のあり方、そういったことも見直しをしなければならないというふうに思います。そういった立場の中で、そういったことも含めて、やっぱり今定例会でこれを議決することには反対というふうな形で思っておりますので、議員各位の皆様方にぜひともそういった形でもよろしくお願いを申し上げまして、反対の弁を述べさせていただきます。

議長（上野政男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第4号 八千代町公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

議長（上野政男君） 起立多数です。

よって、議案第4号 八千代町公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第4号）

議案第6号 平成30年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第7号 平成30年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）

議案第8号 平成30年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（上野政男君） 日程第6、議案第5号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第4号）、議案第6号 平成30年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第7号 平成30年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第8号 平成30年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第5号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第4号）、議案第6号 平成30年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第7号 平成30年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第8号 平成30年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第4回目の補正で、歳入歳出それぞれ2億2,835万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ84億6,210万7,000円とするものであります。

最初に、歳入について申し上げます。地方特例交付金100万7,000円の増額は、交付決定に基づくものであります。

次に、地方交付税につきましては、普通交付税2,989万5,000円を減額する一方、震災復興特別交付税1億6,161万6,000円を増額いたします。

国庫支出金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金により333万2,000円を増額いたします。

県支出金につきましては、街頭防犯カメラ設置促進事業補助金及び事務処理特例交付

金により146万8,000円を増額いたします。

また、公共施設整備基金による繰入金3,000万円、繰越金7,169万円を増額するほか、諸収入につきましては、国体関連助成金等により798万2,000円を増額いたします。

町債につきましては、普通交付税の決定に伴う臨時財政対策債の変更により1,884万8,000円を減額いたします。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。人件費につきましては、人事院勧告等に伴い、議員期末手当で24万2,000円、特別職、一般職は各款共通事項として合わせて342万7,000円それぞれ増額となっております。

総務費につきましては、マイナンバー制度に係る電算処理システム改修委託料及び町有地のブロック塀撤去工事請負費等を含みます総務管理費930万円、町税過誤納還付金を含みます徴税費126万1,000円をそれぞれ増額いたします。

衛生費につきましては、クリーンポート・きぬ基幹的設備改良事業による下妻地方広域事務組合特別負担金等を含みます清掃費1億6,191万6,000円を増額いたします。

続きまして、土木費につきましては、町道縁石部堆積土撤去作業委託料等を含みます道路橋梁費164万4,000円、西山工業団地内公園防護柵設置工事請負費により都市計画費161万1,000円をそれぞれ増額いたします。

消防費につきましては、防災無線屋外子局の修繕料等を含みます消防費302万1,000円を増額いたします。

さらに、教育費につきましては、防火設備定期報告業務委託料等を含みます小学校費310万7,000円、光熱水費及び防火設備定期報告業務委託料等を含みます中学校費239万3,000円、中央公民館非常用発電設備の修繕等を含みます社会教育費169万2,000円、総合体育館LED照明交換工事及び給食センター外構工事請負費等を含みます保健体育費3,947万5,000円をそれぞれ増額し、教育費全体で4,695万3,000円を増額いたします。

公債費につきましては、利率の見直しにより長期債元金96万5,000円を増額いたします。

なお、議会費、戸籍住民基本台帳費、統計調査費、交通安全対策費、社会福祉総務費、児童福祉費、保健衛生費、農業費、商工費、教育総務費につきましては、人事院勧告等に伴う人件費による補正であります。

続きまして、第2表、継続費補正につきましては、給食センター施設更新事業の外構工事により工事時期の変更に伴います、2力年継続費による年割額及び総額の変更によるものであります。

なお、第3表、地方債補正につきましては、起債の変更によるものであります。

以上が、一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも5,548万2,000円を増額し、予算総額を17億3,757万5,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、平成29年度からの繰越金5,548万2,000円を増額いたします。

続きまして、歳出について申し上げます。総務費を46万2,000円増額いたします。これは、口座振替通知書等の送付郵送料増額と認定調査員増員に伴う賃金及び社会保険料等であります。

次に、保険給付費の施設介護サービス給付費5,290万円と居宅介護住宅改修費200万円を増額いたします。

次に、地域支援事業費を12万円増額いたします。これは、住所地特例3名分の介護予防ケアマネジメント事業費分と総合相談事業費の通信運搬費不足分であります。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも129万4,000円を増額し、予算総額を3億5,500万1,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、人件費の増額でございます。

歳入につきましては、前年度からの繰越金129万4,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、農業集落排水事業費129万4,000円を増額いたします。

以上が、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも40万6,000円を増額し、予算総額を4億1,798万8,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、人件費の増額でございます。

歳入につきましては、前年度からの繰越金40万6,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、下水道事業費40万6,000円を増額するものであります。

以上が、下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算につきまして提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明いたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 一般会計の補正予算について、歳入と歳出についてお伺いいたします。

歳入については、地方交付税特例交付金という説明がありまして、補正額が1億3,172万1,000円となっております。これは、国会のほうで災害復旧や自然災害、豪雨災害とか、それから地震とか、そういうものについての復旧費なども含まれているのでしょうか。それと、エアコン設置などに対する国の補助というのも一部含まれているのかお伺いいたします。

歳出のほうについてですが、衛生費1億6,237万3,000円が補正に上がっております。先ほどの町長の説明ですと、下妻地方広域事務組合のほうに基幹的改良という説明で1億6,237万3,000円が上がっているということだと思っておりますが、30年度の当初予算1億6,720万円の下妻地方広域事務組合負担金というのが上がっておりますが、これとはまた別に地方交付税の中から基幹的改良という予算が上げられたのでしょうか。その基幹的改良についての中身についても、もう少し詳しくご説明をお願いいたします。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号5番、大久保弘子議員の質疑にお答えいたします。

私への質問なのですが、まず地方交付税で1億3,172万1,000円増額となっておりまして、こちらにつきましては普通交付税が2,989万5,000円の減額でございます。そして、特別交付税が1億6,161万6,000円の増額となっております。普通交付税につきましては、交付決定に基づくものでございます。特別交付税の1億6,161万6,000円についてなのですが、こちらは平成29年度から3年継続事業として実施しておりますクリーンポート・きぬごみ処理施設基幹的設備改良事業、いわゆる長寿命化工事に伴います下妻地方広域事務組合の特別市町負担金が全額震災復興特別交付税の対象となるた

め、これを計上したものでございます。こちらも額のほうは決定しております。

以上であります。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） ただいまの大久保弘子議員のご質疑にお答えいたします。

今回の補正で計上しております款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費の負担金、補助及び交付金の下妻地方広域事務組合負担金1億6,161万6,000円の内容と、また事業の内容について答弁をさせていただきます。クリーンポート・きぬにつきましては、ごみ処理施設が施設稼働より21年目を迎え、施設の耐用年数に達していることから、基幹的設備改良事業、平成29年度から3カ年の継続事業において、循環型社会形成推進交付金を活用した基幹的改良を行うという内容のものでございます。目的としましては、施設を安定かつ適正に稼働させるために、国の交付金を活用して施設の延命化を図るという内容のものでございます。

3カ年、29年、30年、31年の継続費の予算でございますが、全体で29億2,032万円でございます。今回の負担金につきましては、構成市町村の八千代町、下妻市、常総市の3市町におきまして、均等割が20%、人口割が80%の負担でございます。平成30年度の事業分としましては、10億3,908万9,000円でございます。その事業費につきましては、均等割20%、人口割80%というふうな算出の中で、今回歳出の補正として計上しております1億6,161万6,000円の計上となったものでございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） ほかにありますか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） 議案第6号、介護保険特別会計補正予算（第2号）の8ページ、歳出の在宅介護住宅改修費200万円、これ在宅介護が大分少なくて、本来であれば在宅介護であるのが一番理想なのですが、なかなか思うようにいかないのが現状かと思うのですが、この200万円の住宅改修費を計上したのは大体何件ぐらい予定して、おおよそどの程度のいわゆる改修を見込んでいるか、1件当たり。よろしくひとつ。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 14番、湯本議員のご質疑にお答えしたいと思います。

在宅介護住宅改修費につきましては、11月21日現在で212万3,151円の支出のほうに既にされておまして、今回それではもう3月までもたないであろうということで、200万円の増額をお願いするものでございますが、件数につきましては、申請が来て初めて支出するものでありますので、まだご相談等は来ておりませんので、この後何件あるかわかりませんが、財源が不足するであろうということで、今回200万円の増額をお願いしたものでございます。

以上でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第4号）から議案第8号 平成30年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第4号）から議案第8号 平成30年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで4件は原案のとおり可決されました。

日程第7 休会の件

議長（上野政男君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす6日より10日までは休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、あす6日より10日までは休会とすることに決定をいたしました。

議長（上野政男君） 次会は、11日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 零時38分）